

令和3年度における施策評価

政策名	被害者支援の推進		
施策名	被害者の視点に立った警察活動の推進		
幹事部名	警務部	担当	警務課
評価の実施時期	令和3年6月		

I 施策の内容

1 施策目的

平成17年、犯罪被害者等基本法が施行され、国、地方公共団体、関係機関等が連携して、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指すこととされた。また、本県では、平成25年4月、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を目的に「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行された。

犯罪被害者等にとって最も身近な機関である警察としては、犯罪被害者等の視点に立った各種警察活動を積極的に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減・回復を図るとともに、犯罪被害者等の現状や心情等への理解を深める取組を推進し周知を図るほか、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成に努めることを目的とする。

II 施策の推進状況

1 施策の指標

施策の指標	指標	H29	H30	R1	R2	R3	直近の達成率
被害者の要望に添って、カウンセリングや付添い等直接支援を行う。 (警察本部臨床心理士によるカウンセリング等実施状況)	目標	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施		
	実績	345	267	204	144		
	達成率	100%	100%	100%	100%		

施策の指標	指標	H29	H30	R1	R2	R3	直近の達成率
被害者の要望に添って、病院への付添、相談への対応等の支援を行う。 (警察署等の被害者支援員運用状況)	目標	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施	要望に対して完全実施		
	実績	279	331	272	250		
	達成率	100%	100%	100%	100%		

2 事業の概要

番号	事業コード	事業名	担当部課名	事業開始年度	事業終了年度	補助・県単	評価結果			
							1次評価			
							必要性	有効性	効率性	総合評価
		犯罪被害者支援推進事業	警務課	9		補助	A	A	A	A

3 施策の推進状況

1 犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減
令和2年度中の公費負担制度の運用状況は、診断書料57件、初診料68件、検査料7件、緊急避妊費用5件、遺体搬送費用38件、一時保護施設借上費用13件であり、犯罪被害者等の要望に応え、経済的負担の軽減を図ったほか、警察本部の臨床心理士によるカウンセリング等(204回)、警察署等の被害者支援員による支援(272回)により、犯罪被害者等の精神的被害の軽減・回復に努めた。

2 命の大切さ学習教室
犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」(県内の小・中学校及び高等学校8校)を開催し、児童・生徒に命の大切さ等の理解を深めてもらうとともに、犯罪被害者等への配慮や協力する意識をかん養し、規範意識の向上を図った。

3 犯罪被害者支援大学生ボランティア
県内の大学生16人を「犯罪被害者支援大学生ボランティア」として登録し、各種街頭キャンペーン活動を展開したほか、犯罪被害者遺族との意見交換を含む研修会を開催し、犯罪被害者等の実情や支援の必要性等への理解と浸透、更には将来を担う若者に対する社会全体で犯罪被害者等を支えるための気運の醸成を図った。

Ⅲ 施策を取り巻く治安情勢

- 令和2年中の県内における刑法犯の認知件数は2,382件と、前年比220件増加しており、殺人や強盗、放火等の凶悪な事件が発生している。また、交通事故の発生件数は1,377件と前年比137件減少したほか、死者数、負傷者数とも減少したものの、いまだに1,692人の方が被害に遭っている。
- 平成28年4月に施行された「第3次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」に基づき、関係機関と連携し、犯罪被害者等への「途切れることない支援」を推進しているが、令和3年を初年度とする「第4次秋田県犯罪被害者等支援基本計画」が新たに制定されたことから、更なる支援を継続する。

Ⅳ 施策の評価（各観点）

（1）必要性

評価の結果	補足説明
A	平成17年、犯罪被害者等の視点に立った施策の推進及び犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現を図るため、「犯罪被害者等基本法」が施行された。また、本県では、平成25年4月、犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を支える地域社会の形成を促進することを目的とした「秋田県犯罪被害者等支援条例」が施行された。犯罪被害者等にとって最も身近な機関である県警察としては、各種施策を計画的に推進する必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（2）有効性

評価の結果	補足説明
A	令和2年中の臨床心理士によるカウンセリングや付添い支援等は144回、被害者支援員による付添い支援や相談対応等の支援は250回であり、全ての要望に対応している。また、公費負担等各種制度においては、事案に応じて適切に対応するなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減を図った。さらに、県及び（公社）秋田被害者支援センターと連携した街頭キャンペーンや犯罪被害者週間「県民のつどい」の開催、犯罪被害者遺族による「命の大切さ学習教室」、更には将来を担う大学生による犯罪被害者支援に関するボランティア活動等を通じ、犯罪被害者等の現状や心情への県民の理解を深めるなど、効果的な広報啓発活動を展開した。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

（3）緊急性

評価の結果	補足説明
A	犯罪被害者等は、犯罪そのものによる直接的な被害だけではなく、精神的被害や経済的困窮など、被害後に生じる様々な問題、いわゆる二次的被害にも苦しめられており、地域において一日も早く再び平穏な生活を過ごせるよう、各種支援施策を確実かつ速やかに実行する必要がある。 また、加害者から再犯による犯罪被害を受けるおそれ大きい被害者に対しては、連絡体制の確立や警戒措置、一時保護施設借上げ等、早急に再被害防止措置を講ずる必要がある。

A：「高い」、B：「普通」、C：「低い」

Ⅴ 総合評価

施策の幹事部長による評価

総合評価	総合評価の判定理由
<input checked="" type="checkbox"/> A「着実に推進」 <input type="checkbox"/> B「改善を図りながら推進」 <input type="checkbox"/> C「見直しが必要」	「秋田県犯罪被害者等支援条例」に基づき、県全体で犯罪被害者支援施策が推進される中において、犯罪被害者等のニーズに応じた支援を適切に推進し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するとともに、犯罪被害者等への理解を深める広報啓発活動を積極的に実施し、地域社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るなど、犯罪被害者支援施策の着実な推進が認められる。

Ⅵ 評価の反映状況

県警察運営の重点目標の設定に反映させるほか、引き続き計画的かつ効果的に施策を推進するための予算要求を行う。

Ⅶ 政策評価委員会の意見

（政策評価委員会に諮問する施策のみ記載）